

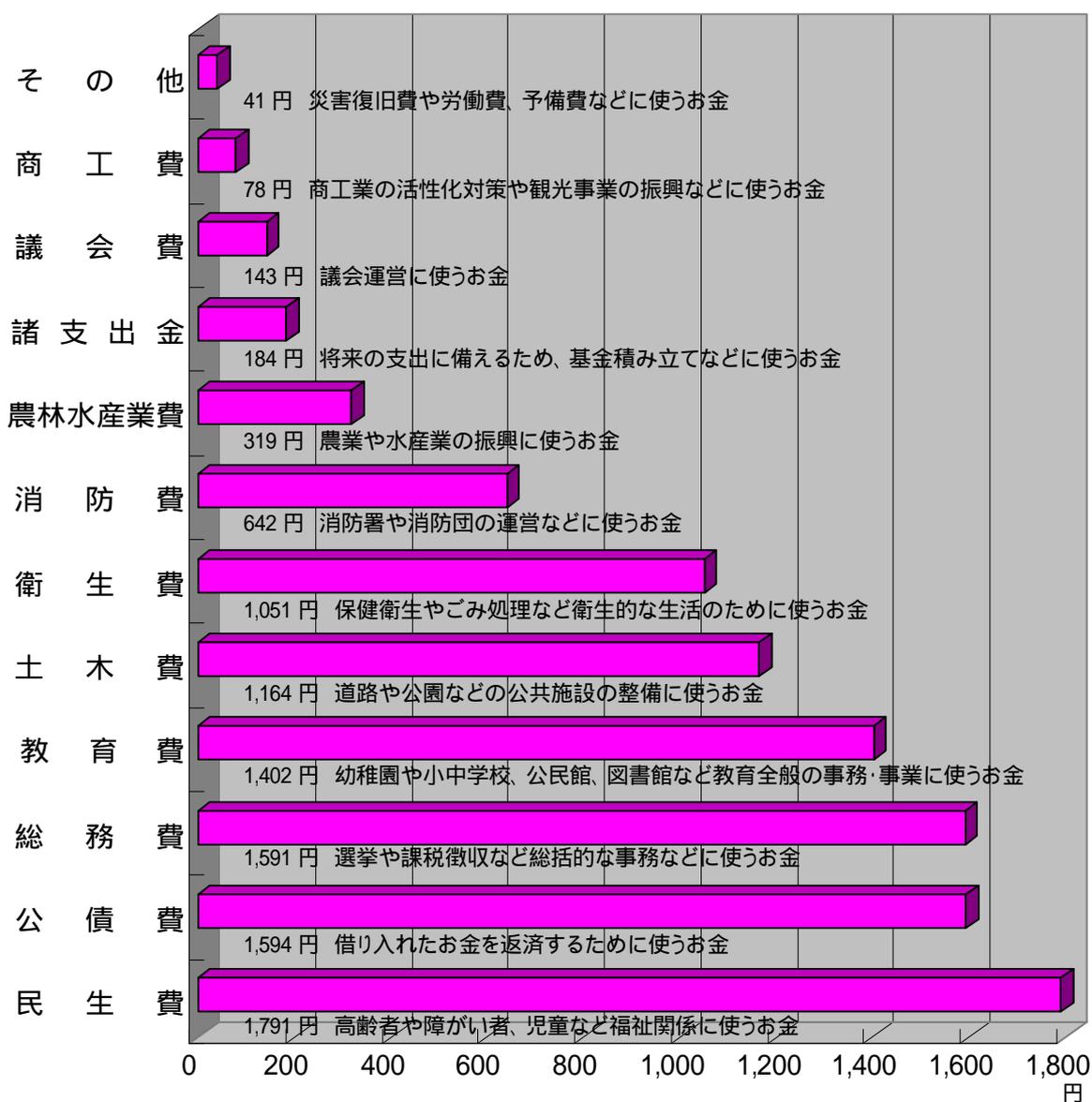
納税ニュース

平成 18 年 5 月 15 日 第 11 号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1
TEL 82-2911 FAX 84-1212
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

もっとよく知ろう。私たちの税金！

納められた市税は、下図のように、社会福祉の充実や教育文化の向上、道路の整備、ごみ処理、農業・商工業の振興、災害を防ぐための事業など、さまざまな市の行政活動の費用にあてられます。

納められた市税10,000円は、次のように使われます。



平成 18 年度当初予算の一般財源の割合によって算出しています。

5月は固定資産税と軽自動車税の納期です 納期限: 5月31日(水)

各税・料の納期限は次のとおりです。

軽自動車税の減免

軽自動車税の減免

障がいをもつ人の通院や通学、通所、就業のために軽自動車を取得・所有する場合は、軽自動車税の減免制度があり、毎年申請が必要です。

【必要な書類】

軽自動車減免申請書(税務課にあります) 身体障害者手帳または療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳 運転免許証と車検証の写し 軽自動車納税通知書(5月17日ころ発送予定) 印鑑

【申請方法】

上記必要書類等をもって、5月24日(水)までに税務課に申請してください。

問合せ 税務課:市民税グループ
内線 263

納期限日	固定資産税	市県民税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料
5月31日(水)	第1期		全期		
6月30日(金)		第1期		第2期	第2期
7月31日(月)	第2期				
8月31日(木)		第2期		第3期	第3期
10月2日(月)	第3期				
10月31日(火)		第3期		第4期	第4期
11月30日(木)	第4期				
12月25日(月)		第4期		第5期	第5期
1月31日(水)				第6期	
2月28日(水)				第7期	第6期

納期前の納付をご利用ください!

- 報奨金制度があります -

固定資産税と市・県民税の第1期の納期限内に1年(全期)分を一括して納めていただくと、年税額から前納報奨金の額を差し引いて納付できる制度があります。ご利用ください。

ご存知ですか? 市税などの納税相談

市税などの納税相談について

納期限内の納付が困難な場合の納付方法などの相談です。

とき 月曜日から金曜日 8:30~17:15(土・日、祝日を除く)

ところ 市役所1階 納税対策課

休日納税窓口を開設しています

平日は仕事などで、納めることが困難な人への納税窓口です。

とき 毎月第4日曜日 9:00~15:00(次は5月28日、6月25日)

ところ 市役所1階 納税対策課

同時に納期限内の納付が困難な場合の相談も受け付けています。



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各まちづくりセンター(公民館)または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成18年7月中旬の予定です。